笠岡市中小企業者等省エネ機器更新支援補助金　交付申請期限の延長について

笠岡市中小企業者等省エネ機器更新支援補助金の交付申請期限を延長します。
【変更後の交付申請期限：令和７年１０月３１日（金）まで】

この補助金は，笠岡市内に本店所在地や住所を有する法人・個人事業者を対象としております。予めご了承ください。

エネルギー価格の高騰の影響を受ける市内の中小企業者・小規模企業者を支援するため，市内の工場・店舗・事務所等で使用する事業用の設備・機器を更新し，省エネ化するための必要な経費に対し，予算の範囲内において，笠岡市中小企業者等省エネ機器更新支援補助金を交付します。

１　補助事業者

次の要件をすべて満たす市内の中小企業者・小規模企業者とする。

(1) 笠岡市内に事業所を有する者
(2) 令和７年１２月５日までに省エネ設備・機器の購入，設置，支払，実績報告が完了できる者
(3) 今後も事業を継続する意思がある者
(4) 市税の滞納がない者

２　補助事業

次のいずれにも該当する事業とする。

(1) 市内の工場・店舗・事務所等で使用する事業用の設備・機器を更新し，省エネ化するもの
(2) 対象設備・機器は，ＬＥＤ照明設備，空調機器，冷凍・冷蔵庫とする。
(3) 更新前と比較し，設備・機器１台（ＬＥＤ照明設備の場合は一式）ごとに５％以上の省エネルギー効果が見込まれるもの
(4) 更新する対象設備・機器に係る補助対象経費の合計金額は３０万円以上（税抜）とする。

※補助対象外
(1) 自宅兼事務所等に設置するもの
(2) 事業用ではない省エネ設備・機器を導入するもの

３　補助対象経費

ＬＥＤ照明設備，空調機器，冷凍・冷蔵庫の購入費，運搬費及び設置工事費に係る経費

４　補助金の額

補助対象経費に３分の１を乗じて得た額（上限５０万円，下限１０万円）

５　交付申請手続

事前に，補助金交付申請書兼誓約書に必要書類一式を添えて，市に持参してください。

※更新工事を行う前に，必ず交付申請手続が必要です。
変更後の交付申請期限：令和７年１０月３１日（金）まで
※予算の範囲内での補助金交付となるため，予算額に達した場合，申請期限よりも早期に受付を終了いたします。
※本補助金交付申請回数：同一の事業者について１回限り

６　補助金の支払

補助金は，交付決定後に実施した省エネ設備・機器の購入，設置，支払等に関する実績報告書類を確認し，交付すべき補助金の額を確定した後にお支払いします。